

# 第 12 回環境社会配慮審査会

日 時 平成 20 年 2 月 9 日 ( 月 ) 15 : 00 ~ 16 : 45

場 所 JICA 本部 12C 会議室、JICA ザンビア事務所、JICA 兵庫テレビ会議室

## 出席委員 ( 敬称省略 )

委員	小林 正興	個人
委員	田中 充	法政大学社会学部及び政策科学研究科教授
委員	長畑 誠	いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク代表
委員	野村 徹	日本シンガポール石油化学(株)代表取締役
委員	長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部人間環境学科教授
委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際学部准教授
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授

## 欠席委員

委員	石田 健一	東京大学海洋研究所海洋生命科学部門助教
委員	織田 由紀子	日本赤十字九州国際看護大学教授
委員	中村 玲子	ラムサールセンター事務局長
委員	中山 幹康	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授 及び専攻長
委員	藤倉 良	法政大学人間環境学部教授
委員	藤崎 成昭	東北大学大学院環境科学研究科教授
委員	真崎 克彦	清泉女子大学地球市民学科准教授
委員	柳内 龍二	個人コンサルタント

事務局

## 事務局

上條 哲也 独立行政法人国際協力機構  
審査部 環境社会配慮審査第二課長

飯島 大輔 独立行政法人国際協力機構  
審査部 環境社会配慮審査第二課

## 委員・事務局以外の発言者

朝倉 勇 株式会社コーエイ総合研究所

内田 正吾 日本工営株式会社

片島 直子 日本工営株式会社

室岡 直道 独立行政法人国際協力機構  
経済基盤開発部

村山委員長 それでは、時間になりましたので、第12回の審査会を始めさせていただきます。  
きょうは、答申案協議として、ザンビア国ルサカ市総合都市開発計画調査が上がっております。担当委員の方から16項目にわたる質問とコメントをいただいていますので、それへの対応を確認しながら進めていきたいと思っております。別紙のほうにコメントと対応ということでまとめていただいています、少し分けて進めていきたいと思っております。

まず質問ですが、2つ、原嶋委員のほうから出てきていますので、これについて簡単に対応についてご説明いただけますでしょうか。

室岡 経済基盤開発部の室岡といいます。よろしくお願いたします。では、質問1から順に、対応のほうをご説明させていただきます。

2009年1月27日にステークホルダー協議を開催いたしまして、そちらの中でインナーリング道路の代替案1～3及びゼロオプションの優位性とか不利点、評価結果などを説明し、合意に至りました。カウンターパートとか環境コンサルタントの代替案の説明について参加者からの意見はありませんでした、ということが1つ目です。

2つ目の質問に関しましては、道路用地は首都ルサカ市の中心部にあるということで、現地踏査や衛星画像などでは大規模な農業とか畜産業は確認されていません。他方で違法な小規模

な耕作などについては、若干特定されているということです。こちらの10ページ目の画像1、2をごらんいただければと思いますが、こちらの画像のように、送電線の下で小規模ながら違法な耕作が行われているということです。

以上、1、2に関してです。

村山委員長 ありがとうございます。

原嶋委員、いかがでしょうか。

原嶋委員 1番の意見がないというのは、全く意見がなかったんですか。そうとしか言えないんですか。

片島 すみません。調査団で環境社会配慮を担当しています片島と申します。

ご質問の件なんですけれども、代替案についての意見は全くございませんでした。それよりも、補償のこととか、あとプロジェクトがいつから実施されるのかといったことに話がいきまして、それらについて議論があったのと、あとは民間案件でほぼ同じ地域で開発案件がございまして、そちらで若干補償の際に問題があったということで、（補償のプロセスに係る）改善を求めたいという地元のリーダーの方からの発言はありましたが、それはあくまでも民間案件ですので、別の扱いになります。

以上です。

村山委員長 よろしいですか。はい。

それでは続いてコメントのほうに入りますが、ルートの代替案比較で3番から7番までコメントをいただいておりますので、この部分についてお願いします。

室岡 ご説明させていただきます。

まず3番のコメントに対して、整備費用に道路用地取得費と住民移転補償費の見積額の概算を追加しております。結果としまして、従来同様に、オルタナティブ1が費用面ですぐれていることに変わりはないということです。こちらについては、11ページ目の表1を参照いただければと思います。

4車線化については、2030年をターゲットとした長期計画の一環として提案しているというものです。Pre-F/Sの代替案の検討は2015年を対象としておりますので、4車線化は検討していないということです。もし4車線で代替案を検討する場合は、代替案の2、3についてもそれぞれ、2030年の都市全体の道路網の中で考えていき、環境影響も追加検討することが必要になるということで、作業量が膨大になるということもあって、これについては見送っています。ただ、4車線化は、将来における土地の有効利用のために、電力会社ZESCOによる高圧線

の地中化とか跡地利用などを想定して計画しておりますので、4車線化による非自発的住民移転の増加は見込まれないと考えています。

コメント4に関してですけれども、インナーリング道路のオルタナティブ2と3は、マスタープランの中で長期的視点から提案された将来道路網の一部と同じになるのですけれども、それらの道路の明確な計画とか実施スケジュールは現段階ではありません。また、インナーリング道路が整備された後ということになりますので、求められる機能も変わってくると理解しております。今回は、インナーリング道路の代替案ルートとして、住民移転の数を減らす有望なルートはないかという観点で選択、設定したものでございます。

ただ、オルタナティブ1に限りまして、現実的なオプションを考えられる範囲でちょっと追加検討しております。道路の幅員とか、交差点部の線形、微細なルート変更などについて検討しております。

幅員の減少に関しましては、走行速度の減少とか、交通事故の増加、植樹帯の減少という負の効果が予想されるということです。移転家屋数の減少はごくわずかで、それほど変わらないといったことがございます。

インナーリング道路としての機能を満たすには、バイパスとしての通過交通処理とか、幹線道路としてのある程度の沿道アクセスなどの観点から、現在の計画幅員が最適だと考えております。車道を維持して歩道を削った場合、交通安全上の問題がありますし、車道を削れば、走行速度の低下などが予想されるということです。

2番目に交差部の線形改良ということなんですけれども、こちらでも走行性能の低下とか、事故の続出などの負の影響が想定されるということで、検討の対象外としております。

既存道路との接続位置の変更とかもあるのですけれども、マスタープラン道路網との整合性がなくなるということや、石切り場を通るために整地費用が増大するなどの問題があるということです。

高架化に関しましては、大規模かつ高価な構造物の建設となり、現実的には難しいだろうということ。また、沿道への勤労、周辺のアクセスができないということで、地域住民への裨益が少なくなるだろうということです。

代替案について「住民移転」以外の主要環境項目を追加するべきではないかというコメントに対して、「用地取得面積」、「既存排水路との接続」、「混雑解消・利便性」、「環境負荷」を追加しております。非自発的住民移転を除く環境社会の4項目についてはオルタナティブ1が一番望ましいという結果になっております。こちらについても11ページの表1を参照い

ただければと思います。

コメント5番、6番に関しましては、共通してお答えします。既にご説明のとおり、「非自発的住民移転の規模」に追加しまして、「用地取得面積」、「既存排水路との接続」、「都市部既存道路との接続」、「環境負荷」を追加して、総合的にはオルタナティブ1がすぐれている結果となっているだろう。特に、次の3つの点について利点があるのではないかということです。

用地取得面積は、オルタナティブ1では送電線沿いということがあるので、未計画居住区など公的用地を多く通るため、用地取得面積は最も小さい。

既存の都市部の道路への接続箇所が多くて、既存市街地へのアクセス、混雑解消などの社会的裨益が大きい。

代替案1では、路面排水を既存のNgwerere水路へ接続することが可能となっております。

最後に7番目のコメントに対しまして、ルート代替案の比較において、経済面、技術面、環境社会面の3つの側面を相互に比較する場合に、どこに重点を置いているのか、比重の置き方を明らかにしてほしいということなんですけれども、我々のほうとしましては、すべて均等に定性的に評価しているということです。

以上です。

村山委員長 それでは、3番～7番のコメントに関して、いかがでしょうか。特に、よろしいですか。野村委員。

野村委員 2つ教えてください。1つは、4番のところからですか、「既存排水路との接続」という項目が影響項目として挙げられているのですが、これはこういった観点で重要な項目なのかという点が1つ。それから、11ページに代替案の比較が出ていますが、この中で用地取得面積が最も小さいというのは、どの数値を見ると、面積が小さいということがわかるのでしょうか。この2つです。

内田 調査団の内田と申します。

最初の質問で、排水路への接続ということなんですけれども、道路の側溝で路面の排水を受けてそれを流していくわけなんですけれども、それをどこかに流さないといけない。オルタナティブ1の場合は、ここに書いてありますNgwerere水路というところに流す予定です。オルタナティブ2と3は、直接その水路に接続するわけではないので、そこに接続するまでの方策をちょっと別途考えないといけないということで、その別途考える部分についてはコスト見積もりまではやっていないのですけれども、その追加の作業が必要になると。ちなみに、代替案1にあ

るNgwerere水路も、このままでは使えませんので、実際にはリハビリをする必要があるのですけれども、それは今回のマスタープランの中で短期的に優先すべき事業として含まれておりません。

それから、もう一つの……。

室岡 すみません、1つ追加なんですけれども、この道路の通過するエリアは、排水とか、雨季には非常に状態が悪くなるということで、市のほうではこの排水の問題を重視しているということで、今回この評価項目を入れているということでございます。

内田 それから、用地取得の話なんですけど、ちょっと誤解のないようにきちんと説明いたしますと、オルタナティブ1番というのは、コンパウンドと呼ばれる土地を多く通ります。コンパウンドというのは、基本的には市の土地ですので、その意味で用地取得をする必要はない。ただし、それは市の土地なんだけれども、違法に住みついている人たちがいるので、その人たちをどかせる必要があるということです。2番と3番は、コンパウンド以外の民有地、要するにちゃんと合法的にその土地の権利を持っている人たちの土地を取得しなければならない。それは、必ずしも家屋があるわけではなくて、農地であったり未利用地であったりしますので、その合法的な用地を別途市が買わなければならないという意味で、用地取得面積がより大きいと。具体的な数字は、取得面積までは書いていなかったのですが、一番上の「整備費用」の中に括弧書きで「補償用地」とありますところが、概算で推計した用地取得の費用になります。代替案1の場合は2.1ミリオン、2の場合は5.1ミリオン、3の場合は4.8ミリオンと計算されております。

村山委員長 野村委員、よろしいですか。

野村委員 はい。

村山委員長 長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 ちょっと混乱しているので1つ質問したいんですが、私が質問させてもらった4番です。2/11ページの最後のほうですか、「ご指摘のとおり、道路幅員」云々で、「代替案1に限って現実的なオプションと考え得る範囲で追加いたしました」とあるのですけれども、これは何かと比較してこうであるということから まで言っているわけですね。これは何と比較してなんですか。

内田 ここに書いてある から の項目の対象は、もともと計画している路線、つまりオルタナティブ1番です。それがまずもともとの案としてあって、そのオルタナティブ1番というのは、高圧線の横を通る既存の道路を利用する、それからどうしても無理なところは移転させ

て道路をつくるという方針なんですけれども、その路線上でなるべく住民移転戸数を減らすような工夫というものをしたときの検討項目です。

長谷川委員 そうすると、 から は、もともとあったオプション1ですか、代替案1から少しこういった要素を変更させたらどうかといったことがここに書いてあるわけですね。

内田 そうです。

長谷川委員 ただし、これらについては一番最後の表には入っていないという理解でよろしいですね。

内田 表としてはまとめておりません。

長谷川委員 そうですね。わかりました。ありがとうございます。

村山委員長 ほかにはよろしいでしょうか。田中委員、どうぞ。

田中委員 5と6のコメントに対する対応で、追加項目として4項目でしょうか、用地取得面積とか、今お話が出た既存排水路との接続等がありますね。そうすると、これ以外の項目は特に検討しなかったということでしょうか。あるいは、この項目を選んで設定した理由。例えば、環境負荷について、騒音の問題とか、そういうものは、騒音などは住宅地を通らなければある意味軽減されるのだろうと思うんですが、そういうこの項目を選んだ観点はどのようなものなんでしょうか。

片島 項目を選んだ観点なんですけれども、まずルサカ市内で何が環境社会上の問題となっているかというところをマスタープランのS E A的に考察したときに、環境・社会問題がいくつか出てきておまして、（その結果を活用しております。）（この絞込み作業の）ベースとなるのは、ルサカ市が行ったEnvironmental Outlook Reportという環境・社会面も入った報告書等です。これは、国際機関がお金を出して、ルサカ市が実施した報告書ですが、それをベースにほぼ環境社会上の問題を洗い出しております。それをもとに、カウンターパート、すなわち市役所の担当者ですけれども、そちらと協議しながらこの案でどうかといったところを出しております。環境問題としては、先ほどの騒音とか大気汚染といったことは余り出てきておりません。どちらかというところ、水の衛生が問題視されており、飲み水が適切な水質でないとか、トイレが浄化槽とかを使っておらず、穴を掘ってそこでそのまま用を足すというものなので、雨が降ると地下水とまざってしまう（ので水質汚染につながる）とか、そういった水関係の問題がやはり重要視されております。それで、ここで排水路、先ほど室岡さんのほうから説明があったんですけれども、雨季になるとまた浸水などが起こるので、そういった観点で水質汚染といった問題もあるので、どちらかというところ環境問題としては、大気汚染がひどいとか、騒音

がひどくて眠れないとか、そういった問題はまだルサカ市では人々の認識としては出てきておりません。ですので、環境負荷とここで申し上げた場合には、前回ご指摘いただいたとおり、面的なCO<sub>2</sub>の影響を見たり、それとあわせてほかの項目（大気汚染物質）も概算で面的に評価してみました。その結果を加えております。主にはその2点です。

田中委員 わかりました。

村山委員長 はい、長畑委員。

長畑委員 すみません。先ほどの既存排水路との接続のところでもよくわからなかったことがあるのですけれども、代替案比較結果で と と になっているのは、今のお話ですと、代替案1の場合は、既存排水路と接続できるから だということなんだと思うんですが、今のお話で、排水の問題は確かに大きな懸念事項だということだとしたら、既存排水路と接続できるからいいということではないはず。つまり、接続できなくても、つくればいいわけですから。それは、経済的な面からいってマイナスかもしれないけれども、今回こちらの審査会でそれで判断していいのかという問題になると思います。同時に、既存排水路と接続できればいいかどうかということについても、先ほどのお話にありましたように、リハビリが必要だということであれば、リハビリが必要な排水路との接続と、新しくつくるのとでは一体どのくらい違うのだろうかとか、だから、余りここにこの件を持ち出してもどうなのかなとちょっと思っていました。ただし、確かに大事な問題ではありますので、何らかの形で記述しておいたほうがいいかなとは逆に思いました。特に、道路ができることによってよりどこかに排水しないといけない。排水したものが余計に下水をあふれさせて、より汚染させてしまったらいけないわけですから、その部分の配慮をしますということは確かにどこかに書いておく必要があるかなと思いました。

以上です。

内田 今のことに関して、追加でコメントしたいんですけれども、確かに私が先ほど説明した内容ですと、ここにある項目は、余り環境のところにある項目ではなくて、経済性のところに入れたほうがいいということもあるのですけれども、この3つの道路の通るエリアを見てみると、今一番雨季に水浸しになって困っているのが、代替案1を通るところです。確かに道路をつくったからといって水浸しが解消されるわけではないのですが、この道路にあわせてその周辺の区画道路も整備してあげることによって、その区画道路からその道路に水を流してあげて、その地域の浸水問題が解決しやすくなる。それはもちろんこの道路のプロジェクトとはまた別のプロジェクトなんですけれども、そういったことがやりやすくなる。代替案2と3のル



ートはそれほど深刻なところは通っていないので、その意味から1のところは将来的な問題解決の役に立つということで、環境面に貢献するのかなと考えております。

村山委員長 長畑委員のご指摘を受けるとすると、表の中で「既存排水路との接続」という表現を少し広げて、「排水性」とか、「接続」だけではなくて、いろいろな可能性を含めた上での比較という表現のほうがいいかもしれないですね。ちょっとそのあたりをご検討いただけますか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。なければ、次のところに入りたいと思います。

社会経済調査が8番から10番で、11番に非自発的住民移転がありますので、12番もそうですね。12番まで、お願いいたします。

片島 それでは、ご説明させていただきます。

まずコメントの8番、「移転住民のうち46%が自営業、かつ用地取得に係る社会影響として事業・商売が19%という結果が出ている。移転対象の自営業者のうち、今後、移転に伴って営業補償などの措置を必要とする場合とそうでない場合の区別について」というコメントをいただいております。

こちらについては、なかなか区別は難しいんですけども、基本的なところに戻りますと、プロジェクトによって商売において問題が出るのはだれかと考えたところで、固定式店舗で自営業を営んでいる被影響者を営業補償対象としてございます。固定式と固定式でないものとの違いというところなんですけれども、ワゴンとかテントとか仮設小屋とかでプロジェクトの建設最中に移動できたりとか、建設最中なくても日々移動して物を売っている人などについては、営業補償の対象とはしてございません。こちらのほうはそういった内容でカウンターパートと合意しておりまして、それでまた1月27日にステークホルダーで区の代表を呼んで説明しておりますが、こちらについて全く異論はございませんでした。また今後、直接カウンターパートが区の代表、また直接的な被影響者である移転対象住民とさらに協議をする予定です。

以上です。

次のコメントにいけます。コメントの9、「再委託調査・社会経済調査の速報において、住民の移転先及び移転方法についての要望として、「同一コミュニティ内の移転希望」が44%、「コミュニティ住民と一緒に移転希望」が70%となっています。これは、移転対象となる地域の人々が、コミュニティとしてのまとまりを保っていることを示唆しています。ですから、今後の移転計画を立てる際に、当該地域のコミュニティが分断・離散することのないよう、コミュニティの現状や範囲を調査し、移転方法及び移転先の選定について慎重に考慮される

ことを望みます」といったコメントをいただきました。

これについてなんですけれども、本調査で対象とする内容が、RAPについては、RAPフレームワークを策定するところまでの支援を対象としております。また、今回社会経済調査が1月末ぐらいまで、データコンパイルなども入れて実施されておりましたが、それによって移転の規模、移転者の要望などが判明したので、今回この調査での対応は時間的にできませんので、提案という形でカウンターパートに渡しております。特に、1月27日にステークホルダー協議をカウンターパートが主体となって開催しておりますが、その際に、カウンターパートは移転の規模、移転の希望について熟知し、理解しておりますし、また事前協議を持ったところ、土地の限られた首都で適切な移転地を探すことは、難しいですけれども、これは重要であるので、善処したい、できる限りコミュニティーと一緒に移転できるように配慮すると申し出ておりました。また、2月上旬、帰国前にカウンターパートへ引き継ぎを実施しております。それで、移転先、移転方法を住民と協議しながら、なるべくコミュニティーがまとまって移転できるように最善策を検討してくださいといった提案をしております。

以上です。

コメント10にいきます。コメント10は、これも関連してはいますが、移転住民受け入れ先の社会調査についてです。「住民移転にかかわる環境社会配慮では、移転させられる住民はもちろん、彼らを受け入れる住民や社会への影響予測・評価が重要である。移転先候補地については今後提案予定とのことであるが、現在実施中の社会経済調査の中でも可能性のある受け入れ地域・社会を想定し、そこへの影響を前広に把握しておくことで、より適切な移転先候補地を効率的に提案できると考える」といったコメントをいただきました。

これも先ほどの回答と重なりますが、社会経済調査は、2008年11月から2009年1月上旬までアンケート調査を実施しており、1月中旬から下旬までデータ取りまとめ・分析、レポート作成などをやっておりました。コメントをいただいたのが残念ながら1月26日で、既にアンケート調査が終わっておりましたので、調査工程上、本調査で対応するのは困難ですので、この点をご理解いただきたいと思います。すみません、ハンドアウトのほうで誤植がありますが、ここは「AfDB」となっていますが、これは「ADB」です。記載されているADBの方針は、世銀とほぼ一緒です。今回の社会経済調査はADBの移転にかかるグッドプラクティスガイドに従って設定しております。非自発的移転者を対象とした社会経済調査をしております。（移転対象者と移転先コミュニティーの調査とは、）質問項目が若干変わってきますので、移転候補地の社会経済調査と同時にやることができませんので、こちらについては、今後移転候補

地が決まってからカウンターパートが実施することになっておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

さらに、カウンターパートがやるといっても、やっけてくださいと云ってやれるものでもないので、提言ということで、調査団の報告書で幾つか基本的な方針を提言しております。その基本的な方針としましては、(配布資料のとおりですが、)最初の3つが、移転に関する基本的な方針で、優先度順に並べたものです。まず、希望者に対して、同一ゾーン、同一コミュニティ内の移転を優先させる。第2に、それが難しい場合であれば、少なくとも同一区内での移転を検討する。最後に、例えば同じ区や同じコミュニティ、ゾーンなどで移転ができない場合は、住民の希望がまとまっていれば、隣接の世帯はまとめて移転をするといったことを提案しております。また追加で、例えば、移転対象ではないのですけれども、コミュニティが部分的に残されてしまった場合、こちらも移転対象者と一緒に住民を移転させるといった方針を書いてあります。これはもちろん住民が希望した場合においてです。移転先の環境社会配慮についても、移転先候補地が幾つか挙がってきましたら、経済、社会、文化、環境状況を確認しまして、できるだけ移転住民がホストコミュニティになじめるように、似たようなところを選んでいくようにすることを提案しております。特に、都市部ですので、人口密度、公共設備へのアクセスなどにも留意して、ホストコミュニティがマイナスの影響を受けないように配慮することを提案しております。また、移転先住民との協議を持つように提案しております。

以上がコメント10に対する回答です。

次に、コメント11にいきます。「ザンビア国における住民移転手続(政策)の現状について詳しく把握して、公開してほしい」といったコメントをいただきました。これに伴いまして、一部調査済みでしたが、ご説明していない項目、また聞き取りで、追加で情報を得た項目などがござひますので、ご説明したいと思ひます。

まず法規と政策についてなんですけれども、これは前回の審査会で一部ご説明しておりますが、ザンビアには非自発的住民移転に特化した法律、政策はござひません。そのため世界銀行のOP4.12を使っているという現状です。関連した法律であるものとするれば、土地関連の法規なんですけれども、土地の所有については、憲法の一部、またLand Actなどで土地所有について規定がござひます。用地移転の補償の方針については、Land Acquisition Act、Town & Country Planning Actで簡単に規定されております。どのような内容が規定されているかというところ、市場価格 Open Market Valueで補償するといった原則が書いてあるだけで、細かいところは特に規定されてござひません。そのため、1990年代から非自発的住民移転が生じてRA

Pをつくらなくてはならないような案件に対しては、世界銀行のOP4.12に準じて実施しているという聞き取り結果が得られました。これはルサカ市で移転を担当している省庁に当たるMinistry of Local Government and Housingに聞き取りを行った結果です。いました。また、実際問題として、非自発的住民移転を伴う大規模案件はザンビアでは非常に少ないので、正規のRAPが作成された案件は、前回ご説明したとおり、鉱山関係の民間案件で、なおかつIFC、世界銀行から融資を受けている案件が数件あるのみとなっております。

また、追加なんですけれども、RAPの要件です。ほかの国などと比較して、ザンビアの国で異なっている点なんですけど、これは慣例的に行っているということで、法規などで明確にはされていないのですけれども、RAPを作成する際には、移転世帯100%に対する資産調査、インベントリー調査が必要ということになっております。現在行っておりますのは社会経済調査のサンプリング調査ですので、そのためRAPフレームワークとなっております。また、移転に伴う補償額の算定も、政府に登録された不動産査定人という者がおりまして、これは新聞とかで通知されたりするんですけれども、たしかルサカ市で20~30名の方が登録されております。そういった方が依頼を受けて不動産の査定をすることになっております。これをやれる人は、役所側と民間側があるのですけれども、役所側ですと、この案件のカウンターパートでもあるMinistry of Local Government & Housingなどが不動産査定人を持っております。

ザンビア国でのEIAとRAPの関係なんですけれども、EIA法に戻りますと、プロジェクトのタイプでEIA対象である事業、それから対象でない事業とか、リストがあるのですが、そのプロジェクトの種別とはまた別に、移転が発生する案件もEIA対象となり得る1要素となっています。そのため、今回はEIA審査機関に事前に協議しながら、調査を進めており、今回のインナーリング道路案件は、道路案件でザ国でEIA対象事業となっており、また移転も発生するというので、EIA対象であることを確認しております。さらにそのプロセス的なものも確認したのですけれども、EIAの承認について、EIA法では明確に書かれていないのですが、移転が発生する案件のEIAの承認については、RAPの実施が条件となっております。

あと移転管轄機関なんですけれども、ザンビア国では土地の所有が幾つかに分かれておりますので、5つの管轄機関がございます。1つ目はMinistry of Land、次はMinistry of Agriculture、Office of the Vice President、Vice Presidentの事務所の下にResettlement Departmentというのがございます。あとMinistry of Local Government & Housing、これがルサカ市の移転をすべて担当している省庁であり、同案件のカウンターパートでもございます。

最後がTraditional Establishment、これは伝統的なチーフ、酋長とかと呼ばれたりするのですけれども、そういった方々が持っている、主に地方での土地の移転を担当する事務所です。繰り返しになりますが、ルサカ市内の土地については、カウンターパートであるMinistry of Local Government & Housingが管轄機関となっております。

次、コメント12にいきます。「ザンビア国での事例では、世銀の補償水準を下回る点があるにもかかわらず、本件の優先道路プロジェクトでは世銀水準を提案することは望ましい。しかし、そのことが、本件の優先道路プロジェクト以外の関連（周辺）プロジェクトで発生するかもしれない住民移転対象者に与える影響にも配慮してほしい。本件に限らず、ザンビア国として世銀水準を採用するような積極的な提案を期待します」といったコメントをいただきました。

原則的に今回のRAPフレームワークでは、世界銀行の水準に準じた、従った補償内容を提案してございます。本件の優先道路プロジェクト以外の関連（周辺）プロジェクトで発生するかもしれない住民移転対象者に与える影響に配慮するといった点について若干ご説明します。ご指摘のとおり、未計画居住区、ほぼ不法居住区と同じなんですけれども、そこへの居住者が市民の7割に相当するルサカ市では、不法居住者または不法な小規模の商店への取り扱い、補償の内容については極めて注意が必要であると考えます。都市部への不法居住者の流入は都市のスプロールを招き、路上での不法露天商は一部都市部の渋滞の原因となっておりまして、カウンターパートであるルサカ市やMLGHなども、違法居住者への取り締まりといったことをやっております。よりよいまちづくりを目指すために政府としては違法者の立ち退きなどを執行してはいるのですが、この案件では不法居住者への補償、生計回復策を提供しなくてはいけないので、ダブルスタンダードとなるのではないかという意見がカウンターパートから幾つか出されました。そのため、不法居住者への補償・生計支援策については、C/Pと協議を行いまして、お互いに合意した内容が下記のとおりになっております。

不法居住者が得られる補償については、不法居住者が投資をした部分の不動産、例えば家屋、樹木、果実、その他の構造物です。次に、移転に伴う交通手段、車代とか、そのあたりになります。その次に、移転先確保の支援です。次に、移転先に順応するための支援となります。また、生計回復策の一環として営業補償。ただし、この場合は不動産を持つ違法商業を対象としており、テント、仮設小屋、ワゴンなどで営業している者に対しては営業の補償は対象外としております。

以上の内容で提案したところ、カウンターパートとも合意し、さらに1月27日に開催したステークホルダー協議で区民代表にも説明をしましたが、これについては特にコメント、反対の

意見もなく、合意に至りました。

以上、12番までです。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、8番から12番のところ、何か追加のご質問、コメントがありましたらお願いいたします。原嶋委員、どうぞ。

原嶋委員 最初にちょっと教えていただいたことと関連しますけれども、1月27日のステークホルダーミーティングで、代替案の議論よりもむしろ補償に関心が集まったというご説明をいただきました。そこで住民が懸念しているとか、あるいは問題提起をした問題というところで特に重要だと思われる点でJICAが関心を向けた点がもしあれば、教えていただきたいということが1点です。

2点目は、12番で、不法居住者に対してある種の特別基準みたいなものをつくっていただくということなんですけれども、これは、私ももう少しきちんと吟味しないといけないんでしょうけれども、わかりやすく言えば、合法の居住者と不法の居住者で、不法の居住者のほうが補償について制限的になるといった感じです。JICAのガイドラインの趣旨としてそういうことが基本的に、何もしないよりはいいとは思いますが、容認される範囲のことなのか、それが2点目です。

片島 まず1点目なんですけれども、ステークホルダー協議でどのような内容が補償について協議されたかということによろしいですか。

原嶋委員 問題ないです。

片島 先ほどもちょっと申し上げましたが、これまでの政府案件で移転を伴う案件が余りなかったということと、このように政府の案件でステークホルダー協議を前倒しに開催したという例が（ザンビアでは）なかったため、区民の代表の方からは、これまでの民間案件での移転で問題があった点についての改善策について多く意見が出ました。具体的に申し上げますと、例えば、民間案件で住民が実施者と補償は幾らもらえるかという話をした中で合意したのですが、合意した金額がまだ払われていないとか、そういった話が出ました。なにぶん民間案件ですので、ルサカ市も関係なく、またMLGHの管轄でもないので、それについては、逆に今回の案件についてはこういうことがないように、支払いの実施とか、支払いのモニタリングにぜひ自分たちのような区の代表を必ず入れてくださいといった提言が（区民代表から）ありました。それが大きいところだと思います。

あとは、補償については、社会経済調査を実施しておりましたので、一部の住民などは、

(調査及びプロジェクトに係る)うわさを聞いて、「プロジェクトが行われて立ち退きに遭うかもしれない。また、いつ起こるのだろうか」といった不安を抱いているようで、(その対応に困っているという意見がありました。)調査団としましては、調査する上でハンドアウトを英語と現地語で用意しまして、こういった調査のためにやっていますよといったものを作成して、カウンターパートと一緒に調査を行っていったのですけれども、なにぶん不法居住区などに住む方たちは、なかなか学校に行けない方も多かったでするので、どうしても人から聞いた話をそのまま信じてしまう傾向がありまして、自分の家がすぐに壊されるのではないかといった不安を抱いております、それで区の代表の方が、住民に聞かれて回答ができなくて困っている(という指摘がありました。)また、プロジェクトはいつ実施されるんですか」といった質問などがあって、若干議論になりました。これについては、「調査段階であって、ルサカ市、ザンビア国としてもやりたいが、まだ決まっていない。決まったらすぐに通知するから、彼らには、まだ調査なので住んでいて大丈夫だから」という回答をするようにという区民(代表)へのカウンターパートからの説明がありました。

どちらかという、今回の補償にかかわるといよりは、これまで補償に関して問題があった点についての改善を求める声と、また今回への提言といったところが主にあったので、逆に私どもがこういった形でこれをやりますといったところについては、今までにない水準での提案だと思しますので、それについては割とすんなりと了解をいただいていると私は理解しております。

もう1点、不法居住者の得られる補償と支援についてなんですけれども、基本的には、不法居住者は土地の権利を持っておりません。ですので、土地の補償といったものはございません。この土地の補償がないというのは、不法居住者の扱いにもよるのですが、世銀などでの水準でも、伝統的に住んでいるが正式な土地の権利を持っていない人と、都市部でのスクワッターとして本当に土地を持っていない人についての扱いは明確に分かれております。都市部でのスクワッターとして土地を不法に占拠している人への補償については、世銀でも明確に土地の補償をすべきといったガイドは出ていないと記憶しております。ですので、これについても、今回は都市部で不法な居住者ですので、ザンビア国すなわちルサカ市、MLGHの依頼を検討して、土地の補償については払わないといった方針ではございます。これは世界銀行の水準に背くようなものではないと理解しております。

以上です。

村山委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

今の点なんですけれども、確かにザンビアのこれまでのレベルからいくと十分世界水準である、世界銀行での指針とも匹敵するものだということなんです、一方で、12番のご指摘にあるように、居住者の市民の7割がこういった地区に住んでおられるということで、いわゆるスラムというか、そういう感じでもないようなところだと思うんです。そういう意味でいうと、一般的な不法居住者という概念とはちょっと違うような感じもしていて、それに対する補償がこれでいいのかどうかという点もあると思うんです。もちろん、当該国のレベルからいくと、今回の提案はすぐれたものだという気はするんですけれども、そのたぐいの議論はありましたでしょうか。

片島 特に区民代表との話には全くその補償内容については出なかったんですけれども、ちょっとここで追加で補足説明をしたいんですが、ザンビアのルサカ市内の土地はすべて国または市が所有していることになっておりまして、正式な土地の権利を持っている人というのは、借地権を持っているんです。99年タイトルとか、あと短期間の段階的なものもあるそうなんですけれども。ですので、その土地を持っているというのは、国から借りているわけであり、必ずしも通常私どもの国で考えるような民間所有ではないため一定の配慮が必要なのかなと思いました。正式なプロセスで土地を借りれば、費用は比較的安くて済むと私は聞いております。ただ、そのシステムがなかなか動かないもので、土地の借地権が結局民間で売買されており、場所によっては借地権を購入するのが高いといった結論になっております。ですので、こちらで移転の支援策として移転先確保への支援というものを実施しますので、実際には政府のプロセスに乗ることになりますので、段階的なものもございまして、こういった形の借地権を得るかはわかりませんが、正式な借地権というものが住民に与えられると私は認識しております。その点も必要であれば、カウンターパートにも報告書内で提言いたしますし、明確に提言いたします。

村山委員長 わかりました。今の点は12番で一番最後に から に挙げられている中に含まれているという理解でよろしいですか。

片島 はい、そうですね。12番の一番最後のパラグラフの に移転先確保の支援というのがございまして。ですので、移転対象者で金銭だけの補償を望まなくて、土地を確保する支援が必要という人に対しては、借地権が得られるような形で支援をするように提言したいと思います。

村山委員長 わかりました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。



それでは、また後でありましたら、全体を通して伺いたいと思います。

では、残り13番から16番まで、通してお願いいたします。

内田 そうしたら、私のほうから説明いたします。

まず13番なんですけれども、質問の要点は、道路をつくることによって新たに誘発される交通があるのではないかという質問であると理解しておりますが、一応需要予測モデルというものをこの調査の中で作りまして、これは一般的に行われている4段階推計法というものを採用してモデルを作成しました。そのモデルなんですけど、これはルサカ市全域を対象としている需要予測モデルでして、特にこの対象道路のためだけにつくったモデルではありません。したがって、この対象道路ができたから新たに余分な交通が発生するはずだといった予測はあからさまな形ではしておりません。ただ、そのモデルの中でいわばマクロ的に道路の整備効果を見込んだ需要予測を行っているということになります。したがって、この需要予測の範囲というものは、ルサカ市及びその周辺地域となります。

それから14番の質問なんですけど、二酸化炭素の話だけではなくて、窒素酸化物等の検討も必要であるということでもございました。CO<sub>2</sub>と同じ手法を用いて計算しようとしたのですが、ザンビアに車両から排出される窒素酸化物その他の大気汚染物質に関する統計的な数字がなかったものですから、これはかなり乱暴な話ではありますが、日本の原単位を使って計算いたしました。その結果がこの対応欄の中に数値として示されております。その結果を受けまして、影響評価のほうなんですけど、沿道で「A -」、それから地域的には「B +」ということに見直しております。

それから15番なんですけど、これは一番最初から議論になっていた話であります。前回に回答いたしましたとおりなんですけど、ここに書いておりますように、ルサカ市の能力的な問題があるので、土地利用規制のコントロールがちょっとまだ見えていないというところがあるので、「C -」として評価しているということです。ただ、いわゆるインナーリング道路が通ることなんですけれども、ルサカ市の南部で、これは先週この調査に関連してワークショップが行われまして、そこでもルサカ市から強く出された話が、市の南部の開発速度が早くて、これに対応する必要があるということです。対象となるところなんですけど、本当に道路は全然ないところに家がたくさん建ち並んでいる。このまま幹線道路もないまま放置しても住宅がどんどん建っていくという状況ですので、そういうところに早いところ道路を通してあげて、きちんとした公共交通のサービスを提供してあげるといのが、むしろこの地域の環境にとっていいことなのではないかと我々は考えております。そういうことで、今回の影響ということになってお

ります。

それから16番なんですが、Pre-E I Aの位置づけです。

片島 すみません、16番についてご説明いたします。ご質問は、現在実施中の環境社会配慮調査の位置づけについてなんですが、「本案件では、1年目にS E A的な観点で環境社会配慮調査、現時点での2年次では優先プロジェクトの環境社会配慮調査が実施された。現在の調査はI E EレベルでもE I AでもなくPre-E I Aとの説明があった。今後、案件進捗に伴い本格的E I Aが求められると考えられるが、ザンビア国の環境影響評価制度の流れも踏まえて、今回のPre-E I Aの特徴、I E EレベルやE I Aレベルとの相違点、将来のE I A実施への引き継ぎ事項など、本格E I Aが効果的かつ効率的に行われるよう、今回の環境社会配慮調査の位置づけを明確にしておくこと」といったコメントをいただきました。

これについてなんですが、まず大きいところで、今回インナーリング道路の環境社会配慮を実施しようとなった際に、当初より、今後カウンターパートが本格E I A、オフィシャルなザンビアのE I Aとして実施するといった意思がありました。そのため、最初からザンビア国のE I Aシステムと、J I C Aでの環境社会配慮ガイドラインに沿った形で、両方のリクワイアメントを満たすような形で環境社会配慮調査をカウンターパートと実施してきました。（例えば、）調査スコープについてなんですけれども、ザンビアの法律ではE I A実施をやる前にT O Rの承認をE I A審査機関に受ける必要がございますので、こちらのほうもこのJ I C A調査の中で実施しております。こちらも、このインナーリング道路の環境社会配慮調査を始める、特に再委託を始める前に、E I A審査機関から承認を受けて調査を実施しております。

E I Aの内容なんですけれども、実際にザンビアでE I Aは多くやられてはいるのですが、このI E Eレベル、E I Aレベルといったところで見ますと、実際はI E Eレベルで行われているものが大変多いです。内容的に言いますと、E I A専門家という人またはそれぞれの分野の専門家という方がいまして、環境コンサルタントとかが実施するのですが、そちらに依頼すると、法律にのっとった報告書を現地踏査と既存調査で把握して影響評価をするといった形が、多くE I A報告書の中で見られております。一部手厚くやっている例もあるのですが、特に鉱山関係は、影響が大きいといった面で、騒音とか大気、ダストとか、そういったところの測定も実施されております。もちろん、鉱山案件については、I F Cや世銀からの融資などを受けておりますので、そういった観点からもE I Aのレベルがザンビア国の水準より高いということが見られます。そういった面で、私どもがやっているPre-E I Aレベルの環境社会配慮調査の内容については、ザンビア国のE I Aレベルを内容的にはほぼ満たすようなものであ

ります。ただ、若干正式なプロセスが残っておりますし、細かいミティゲーションなどはもうちょっとプロジェクトが固まってから軽減策などを追加する必要がありますので、そういった点は今後カウンターパートが実施して、細かいところを詰めていって最終化するという計画になっております。

これら（引継ぎ）については、当初からTORの承認を取らなくてはいけなかったため、カウンターパートのルサカ市の担当部署に説明しながら一緒に実施してきております。スコープについてはザンビアでのEIAをほぼ満たしているというところで、残された作業につきましては、まだ調査団が現地に残っておりますので、（今週に実施予定）（また一部は）先週から引き継ぎを実施しており、引き継ぎメモのようなものをつくりまして、一部渡してあります。特に大きいところでは、今回ステークホルダー協議を実施したのですけれども、影響を受ける区の代表またはその区のコミュニティーベースのNGOなど、あとはルサカ市やMLGH、カウンターパートの役所の担当者などを呼んでおりますので、今後は直接影響を受ける移転対象住民などを呼んでステークホルダー協議の開催が必要であるという点です。また2つ目は、今回RAPフレームワークとして作成しておりますので、それを今後ザンビア国の慣例に従って、移転対象者100%に対するインベントリー調査を実施して、またステークホルダー協議も重ね、RAPへ最終化するという作業が残っております。最後に、EIA審査機関へEIA報告書の提出、またRAP報告書の提出が必要となっております。これらが大きい（今後必要な作業の）項目です。これらに基づいて、あと細かいやらなければいけない事項なども引き継ぎを実施する予定、または一部終わっております。また、今後の引き継ぎは、本日現地にて、実施することになっております。

以上です。

村山委員長 それでは、13番から16番まで、この点についていかがでしょうか。田中委員、どうぞ。

田中委員 私のところではなくて、むしろ最後の16番に関連してのちょっとお伺いです。一つは、今回は、3月でファイナルレポートを出して、一応これで一区切りということになりますね。そうすると、引き継ぎ事項、この移転の問題もそうですし、それから今の話もそうですが、この引き継ぎをされていくということなんですが、その確認というのはどのように、つまりその履行がうまくいっているかどうかという確認はどんなタイミングで行われるのでしょうか。あるいは、それはそれで、引き継ぎで相手に渡した段階で一応役割としては終了ということになるのでしょうか。ちょっとその点、どんな経緯なのか、教えていただければと思い

ます。

内田 私ども調査団のほうとしては、今回をもって一応終了となります。

田中委員 3月でファイナルレポートで。

内田 もちろん、このマスタープラン、今回の優先プロジェクト以外にも我々はいろいろなものを提案しておりますので、そのモニタリング等がしっかりされるようにということで、引き継ぎはきちんとやっていくつもりではいるのですが、その後の継続的なことについては、JICAさんのほうでやっていただくことになるかと思うんですけども。

室岡 おっしゃるとおりで、契約が3月末ということで、それ以降、特にインナーリング道路に関しましては、案件をこれから具体的にモンブショウとかにつないでいくということがありますので、一応事務所とかで引き続きフォローしていくというのは間違いなく行われることになります。

村山委員長 野村委員。

野村委員 多分ここにいる委員の間でも認識が少しずれていると思うんですが、この最後の質問に関連しますが、私の理解では、最終的にザンビアの法規に従って内容と手続が終了したものがEIAであって、JICAがその手続も含めたEIAをつくることはできない。そういう意味で「EIA」とか「IEE」という言葉と「EIAレベル」という言葉、「EIAレベル」というのがJICAのガイドラインの中に書いてあったと記憶していますが、JICAの調査内容としてはEIAレベルで技術協力・支援しましょうという定義なんだろうと思います。ただ、往々にしてJICAの開発調査自体がEIAなんじゃないですかといった議論がされることが多いの、そこのところで若干混乱があったり、あるいはこの審査会の議論の進め方でも若干奇異に感じる場所があって、その辺は議論の仕分けが必要だし、あるいは今度の新しいガイドラインを考えていくときにはきちんと言葉の定義を考えておかないといけないというのが、私の感想です。

もう一つ、これは皆さんにお願いするのは難しいのかもしれませんが、先ほど排水の話がありました。ザンビアなりルサカのほうで水環境とか排水とかということが非常に大きな都市環境上の問題なんだという認識がある。都市の南で無秩序に住宅がつくられ、当然生活環境が悪くなる。浸水はしないのかもしれないけれども、雨季にはぐちゃぐちゃとなるような環境がある。そこで本件道路をつくるときに排水ということも考えなければいけないし、場合によっては道路とあわせて排水設備をきちんと整備することで、道路だけではなくて、まさにここに書いてある都市開発計画として、単にインナーリング道路のFSだけではなくて、都市開発計画

として附屬的に一緒にあわせてやれるのであれば、私はそのほうがJICAの開発調査として、環境的な観点も含めた開発の課題をちゃんと認識してそれに対応していくという開発調査の趣旨としては、私はそれが本来望ましい姿なんだろうなど。ただ、それがいろいろな観点で事業の実施のところはどう反映されるのかというのは別の問題かもしれませんが、本来はそういうことが望ましい強く感じています。

村山委員長 1点目について、ちょっと私のほうからコメントして、もしほかにあればお願いしたいと思いますが。相手国のEIAとの関係については、野村委員がおっしゃるとおりで、JICAが相手国のEIAをやるわけではない。あくまで支援であるということです。ただ、相手国のEIAとJICAが行っている調査との時間的な関係でいろいろなパターンが多分あって、望ましいのは多分同時並行的にお互いにやりとりをしながら進んでいくということだと思わんですが、場合によってはJICAの調査が先んじてEIAが後になったり、EIAが終わってしまってからこっちが調査をやるというのは多分余りよくないパターンだと思うんですけども、これまでの事例を見てくると、何かそういう時間的な関係があるような気がします。そういう意味で、今回は、今後EIAが終結に向かうということですので、そのあたりのフォローを支援としてお願いしたいということが、多分田中委員がおっしゃったことではないかなと思いますので、あくまでEIAそのものをこちらJICAが行っているわけではないけれども、支援を徹底してほしいということだと思います。

そのほか、そちらのほうから何かありますか。特によろしいですか。全体を通じて。今の野村委員の点についてはよろしいですか。

朝倉 すみません。2点目の排水の話です。まず、道路の維持管理というか、持続的に利用するためにはやはり排水は不可欠になっています。ですので、排水は今回の道路の計画にも入っていて、いわゆる排水路の計画です。ただ、それは沿道の排水であって、その地域の排水ということでは当然ない。それはご指摘いただいたように、本当は都市開発計画の一環としてそういったものを取り上げてやるべきではないかというのはおっしゃるとおりで、実は我々もルサカ市とそういう話はあったのです。ただ、その排水に関しては、しっかり地面の高低とか、そういった地形的なことを詳細に把握するとか、そういった非常に細かな調査から全都市に関するマスタープランみたいなものもつくっていく必要があるのではないかと。それは非常にコストがかかって、今回の開発調査の中で既に3つのセクターを取り扱う総合的なプランということで、それ以上のメニューの追加というのはなかなか厳しい。他方で、例えばポンプとか、そういったもので排水して川に流すとか、そういった対応でも十分可能なんじゃないか。アジア

のような非常に熱帯雨林で雨がたくさん降ってといった状況とはまたちょっと違って、もう少しモデレートな状況だったので、そういった話を先方とはしております。ただ、具体的なアクションとして、今後こういうものをやっていかななくてはいけないといった提言とかにまでは結びついていないという状況でございます。

村山委員長 よろしいですか。

朝倉 ルサカ市のほうから、ちょっとよろしいでしょうか。

村山委員長 はい、お願いします。

朝倉 ルサカのほうから、調査団の団長・総括の朝倉でございますが、今のご指摘に対してです。おっしゃるとおり、面的な整備が必要だというのは理解しております。我々としても、不法居住区の面的整備、特におっしゃるとおり、雨が降るとぐちゃぐちゃになる。洪水になるわけではなくて、ぐちゃぐちゃになる。ですから、舗装すればそれなりに排水の問題は改善されるということなんですが、我々としては、そういった幹線道路プラス面的整備というのはパッケージで必要だという提案をしています。ただ、ではどうやってやるのかということで、再開発のスキームとか区画整理のスキームを当てはめたらどうかということで、前回もちょっとお話ししたと思いますが、チボリアというところでパイロット的に住民のセンシタイゼーションを入れて計画モデルをつくって、今、我々の後を受けて、ルサカ市が引き続き住民との協議を続けているという状況です。ですから、我々としては、委員のおっしゃるとおり、総合的に整備するというのは必要だという提案はしております。ただ、ちょっと前回のときもお答えしたかと思いますが、幹線道路のそういった整備がやや具体的にこれから速く進むと思っておりますが、なかなか面的な話は、言ってみればみんな不法住民で、その合意をとるというのは、長期にまではいかないですが、中期的な作業になるので、実施のフェーズが少しずれるなと思っております。いずれにしても、我々としては、道路網プラス面的な整備ということで、全体のプランでは提案しております。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、全体を通じて、何かありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。長谷川委員。

長谷川委員 ちょっと気になったので、細かいところで恐縮なんですけれども、コメント12の対応の最後のほうで、7ページになりますけれども、不法居住者が得られる補償として から まであって、最後の括弧書きで「テント、仮設小屋、ワゴンは含まず」とあるのですけれども、ちょっと私のイメージだと、テントとか仮設小屋とか、より貧困者がやるようなところ

がこの辺で除くとなっているのですけれども、この辺はどのようなお考えで外したのか、あるいはそれで問題はないのかというあたりをちょっと聞かせてほしいんですけれども。

片島 すみません。これは、生計回復策の中での営業補償という観点で検討して記載しています。ですので、ちょっと説明不足だったと思います。先ほど営業補償についてはご説明したとおり、違法で、かつ不動産を持たなくて、テントや、仮設小屋といっても移動ができてしまう程度の小屋です。例えば木の枝とかビニールでつくったような小屋です。それとかワゴンで商売している人たちは、不法で、かつ移動もできますので、その場所でなければ営業ができないということはないです。現地を見た限りですけれども、そのプロジェクトがなくても、不法のこういったテントとか小屋とかで商売している人たちは通常移動して商売をしており、例えば、現場踏査で1週目に行ったら、小屋があったのに、2週目にはなくなっていて、あのリングを売っていたおばさんはどこに行ったのかしらとか、と思うこともありました。そういったところで、移動式店舗における補償は必要がないのではないかと判断しました。

以上です。

長谷川委員 ありがとうございます。

村山委員長 そうすると、 は、商業に対する生計回復策ということでよろしいですか。

片島 はい、そのとおりです。

村山委員長 商業以外の不法居住者の生計回復策はどこに入りますか。

片島 それについては、ちょっと記載が漏れていますので、別途、報告書では直したいと思います。また、 の移転先に順応するための支援も、生計回復策の一部ですので、こちらに対しては不法な居住者も含まれるという理解をお願いします。

村山委員長 はい、わかりました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。兵庫の小林委員はよろしいですか。

小林委員 はい、結構です。

村山委員長 ありがとうございます。

よろしければ、第1議題はこのあたりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、第1議題はこれで終わりにしたいと思います。この後、事務局のほうで答申案作成をお願いいたします。ありがとうございます。ザンビア事務所のほうも、ありがとうございました。

それでは、きょうはあと今後の予定ということですので、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

上條課長 その前に、答申案の作成に当たって、ちょっと整理だけ確認させていただきます。

1番と2番は質問で、回答があったということです。答申案には入れないということよろしいでしょうか。

あと3番の「また」以降、「将来4車線化が予定されている」というところなんですけれども、これも今回説明があったということで、除いてよろしいでしょうか。

あとは、12番なんですけれども、「しかし」以降、そのことがほかのプロジェクトに与える影響とか、ザンビア国全体で世銀水準を採用するよなということなんですけれども、ここはどういう扱いにしたらいいでしょうか。

原嶋委員 個人的には、「しかし」以降がむしろ重要で、本件に限らず、「」を期待します」というところは特にいいと思いますけれども、「しかし」以降「配慮してほしい」というのは、文面、言葉はともかくとして、その趣旨は非常に重要だと思っているので、入れていただきたいと希望しています。

片島 すみません、こちらのほうの回答を私は忘れてしまったので、補足で回答させてください。

調査団といたしましては、補償については重要だと考えておりますが、何分、本件案件を超えてカウンターパートに補償について提言することはなかなかできませんので、その点についてはご了承いただきたいと思います。

上條課長 このご指摘の点は、プロジェクトを超えてしまいます。ですから、この調査団のほうで対応できなくなってしまいます。ですから、原嶋委員のご意見はわかるのですけれども、取り扱いを……。

原嶋委員 おっしゃる趣旨もよくわかりますけれども、難しいですね。私の申し上げている趣旨も理解していただいていると思いますし、上條課長がおっしゃる趣旨も私はわかるんです。

上條課長 では、これこれするよなというアドバイスではなくて、意見表明というように、表現ぶりを工夫して答申の中に入れておくということでもいいですか。

原嶋委員 そうですね。はい。

上條課長 あと15番なんですけれども、これも、調査団からの回答は田中委員とはちょっと違っているんですけれども。

田中委員 15番は、ご説明、この対応の内容でわかりました、承知しましたので、入れなくて結構です。

それから、13番の前半も、前半といいますか、2つのことがあって、つまりグローバルウォ



ーミングの排出量推計をどうやっているかという話なので、したがって、これも質問は確認ということで、この内容で承知しました。13番です。これは、排出量の推計の範囲をどうとらえているかということと、そのやり方をどうしているかということが私の質問の趣旨でしたので、この内容で、きょうのご説明で理解いたしました。

ただ、どうなんでしょうか。こういうのは答申に書いておいたほうがいいのかな。つまり、答申というのはこの後どういう効力を持つかというところでもあるんですけども。

村山委員長 それはもう委員のご判断ですので、入れたほうがいいとお思いであれば、入れていただいて結構です。

田中委員 なるほど。わかりました。私としては、この回答の内容で、承知というか、了解しました。

上條課長 入れますか。

田中委員 入れなくても結構です。

上條課長 入れない。わかりました。

それでは、2番の今後の予定のほうをご説明させていただきます。

今回は、説明する案件が2件あります。2月23日午後3時からです。場所は同じです。1件目がザンビアです。2件目がベトナムです。担当委員の皆さんはここに書いてあるとおりです。今考えていますのは、説明と質疑応答で1時間半ずつぐらいかかるとお思いますので、ザンビアのほうは15時から始めまして、ベトナムは16時半から始めたいと思います。ですから、お時間は、皆さんお忙しいと思いますので、2つ出ただけの方は出ただけでももちろん歓迎なんですけど、特にお忙しい方は15時か16時半からのセッションに出ただけたらと思います。

その後、3月9日には、この説明した案件の答申案の協議を行います。これも、ザンビアを15時から、ベトナムを16時半からという開始にしたいと思いますので、その時刻にご参集いただけたらと思います。

以上です。

田中委員 9日の後は、3月23日という予定は入っているのでしょうか。

村山委員長 当初の予定では入っていますね。

田中委員 当初の予定ではありますね。

上條課長 3月23日は、またベトナムの別の案件の説明会をする予定になっております。またそれはご案内します。

田中委員 なるほど。はい、わかりました。

上條課長 すみませんが、お休みなしで。

村山委員長 ということですが、今後の予定について何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

よろしければ、第2議題はこれで終わりにしたいと思います。

あと、きょうはその他ということですが、何かありますか。よろしいでしょうか。

上條課長 特にございません。

村山委員長 はい。